

国指定大東諸島鳥獣保護区  
大東諸島特別保護地区  
指定計画書

平成16年11月1日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

大東諸島特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

大東諸島鳥獣保護区のうち、沖縄県島尻郡北大東村字中野176番地1、237番地、242番地、256番地、274番地、276番地1、279番地、282番地1、282番地19及び283番地並びに同村字南111番地1、113番地1、114番地1、140番地1、141番地1、142番地1、147番地及び149番地1の区域並びに同郡南大東村字北353番地5、354番地、563番地1、577番地1、578番地、579番地、580番地、597番地、628番地1、635番地1、679番地1、688番地1、702番地、703番地、708番地1及び714番地1、同村字新東259番地、260番地1、262番地1、268番地1、271番地1、277番地及び379番地、同村字池之沢31番地、40番地1、234番地1、234番地3、238番地1、238番地2、241番地1、241番地2、242番地、244番地1、244番地2、250番地1、250番地2、252番地、253番地1、254番地1及び254番地2、同村字在所3番地、3番地2、4番地、5番地、6番地1、6番地2、7番地1、7番地3、8番地、9番地、11番地、12番地、15番地、16番地、17番地1、17番地2、80番地1、82番地1、83番地、84番地、89番地、96番地、97番地1、102番地1及び103番地1、同村字南205番地及び207番地12並びに同村字旧東4番地5、4番地13、4番地14、5番地1、5番地2、6番地7、6番地15、6番地25、6番地26、6番地27、6番地28、7番地1、7番地3、7番地10、9番地2、12番地1及び28番地の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日（20年間）

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ①特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### ②特別保護地区の指定目的

大東諸島鳥獣保護区は、沖縄島から東へ約400キロメートルの洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸及び日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在している。

このような隔離された自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物一レッドデータブック—哺乳類」（環境省編）に記載された絶滅危惧IA類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、鳥類では「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物一レッドデータブック—鳥類」（環境省編）に記載された絶滅危惧IA類のダイトウノスリの生息地ともなっている。

また、コアホウドリ、オオヨシゴイ、セイタカシギ等の希少な鳥類及びダイトウカツブリ、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林は、ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として良好な環境となっている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の生息地の保護を図るものである。

## 管理方針

- ・ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林については、現状のままの保全を基本とする。
- ・区域内の用排水路の整備及び森林内の道路の改修に当たっては、鳥獣類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 234 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林野	27 ha
農耕地	4 ha
水面	136 ha
その他	67 ha

#### イ 所有者別内訳

国有地	3 ha
-----	------

国有林	— ha
国有林以外の国有地	3 ha

(農林水産省所管) — ha  
(財務省所管) 3 ha

都道府県有地	— ha
市町村有地等	231 ha

(制限林) — ha  
(その他) — ha  
(制限林) 17 ha  
(その他) 214 ha

保安林	— ha
砂防指定地	— ha
その他	— ha

(制限林) — ha  
(普通林) — ha  
(その他) — ha

公有水面 —

ウ	他の法令（条例を含む）による規制区域	
	自然環境保全法による地域	— ha
	自然公園法による地域	— ha
	文化財保護法による地域	
	→ ・国指定大池のオヒルギ群落	6 ha
	・国指定長幕崖壁及び崖錐の特殊植物群落	9 ha
	・南大東村指定ダイトウオオコウモリの生息地北の1	1 ha
	・" " 南の1	1 ha
	・北大東村指定中野ビロウ群落	1 ha

### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該地域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北大東島のうち、長幕と呼ばれる斜面林、主要なビロウ林、主要な池沼・湿地帯及び周辺樹林等からなる区域並びに南大東島のうち、大規模なドリーネ、大池等主要な池沼・湿地帯及び周辺樹林等からなる区域。

##### イ 地形、地質等

両島はいずれも隆起環礁であり、中央盆地部分には数多くの池沼・湿地が点在する。表層土壤は、テラロッサと呼ばれる赤土、地盤は石灰岩からなる。

##### ウ 植物相の概要

池沼や湿地の周辺、同心円上に島を取り囲む斜面林には、リュウキュウマツ、モクマオウ及びフクギ等が植林されているほか、一部にビロウ等の群落が成立している。

また、ダイトウシロダモ、ダイトウセイシボク等の固有種が生育している。

なお、北大東島の長幕、南大東島の大池周辺のオヒルギ群落及び東海岸地域の海岸植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

##### エ 動物層の概要

鳥獣保護区に同じ。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし

### 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

### 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- |            |    |   |
|------------|----|---|
| ①特別保護地区用制札 | 20 | 本 |
| ②案 内 板     | 4  | 基 |

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ ダイトウカイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	LP
ミズナギドリ	アホウドリ	アホウドリ コアホウドリ	VU, 国天, 国内希少 EN
ミズナギドリ		カワリシロハラミズナギドリ シロハラミズナギドリ アナドリ オナガミズナギドリ	DD
ペリカン	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ	EN
	カツオドリ	カツオドリ	
ウ		カワウ ウミウ	
	グンカンドリ	オオグンカンドリ コグンカンドリ	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ オオヨシゴイ ○ リュウキュウヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ○ ダイサギ ○ チュウサギ ○ コサギ カラシラサギ クロサギ ○ アオサギ ムラサキサギ	EN
	トキ	ヘラサギ クロツラヘラサギ	DD CR
カモ	カモ	コクガン サカツラガン コハクチョウ オシドリ ○ マガモ ○ カルガモ ○ コガモ オカヨシガモ ○ ヒドリガモ オナガガモ シマアジ ○ ハシビロガモ ホシハジロ メジロガモ キンクロハジロ スズガモ	VU 国天 DD
タカ	タカ	○ ミサゴ トビ オオタカ アカハラタカ ○ ツミ ハイタカ ノスリ ダイトウノスリ ○ サシバ ハイイロチュウヒ チュウヒ	NT VU、国内希少
ハヤブサ		ハヤブサ ○ コチョウゲンボウ ○ チョウゲンボウ	VU VU、国内希少

ツル	ツル クイナ	<u>マナヅル</u>	VU
	○ ヒクイナ リュウキュウヒクイナ		
	○ バン ツルクイナ		
	○ オオバン		
チドリ	チドリ	<u>コチドリ</u>	
	○ シロチドリ メダイチドリ オオメダイチドリ		
	○ オオチドリ		
	○ ムナグロ タゲリ		
	シギ	<u>キヨウジョシギ</u>	
	ヨーロッパトウネン トウネン ヒバリシギ オジロトウネン アメリカウズラシギ ウズラシギ ハマシギ エリマキシギ オオハシシギ ツルシギ アカアシシギ コアオアシシギ		
	○ アオアシシギ クサシギ		
	○ タカブシギ メリケンキアシシギ		
	○ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オグロシギ オオソリハシシギ ダイシャクシギ <u>ホウロクシギ</u> チュウシャクシギ		
	○ ヤマシギ ○ タシギ ハリオシギ チュウジシギ オオジシギ	NT	
	セイタカシギ	○ <u>セイタカシギ</u>	EN
	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ ウミネコ ミツユビカモメ ハシジロクロハラアジサシ	
	○ クロハラアジサシ オニアジサシ オオアジサシ ベニアジサシ セグロアジサシ	NT	
ハト	ハト	リュウキュウカラスバト キジハト	EX
		<u>キンハト</u>	EN 国天、国内希少
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	○ リュウキュウコノハズク ダイトウコノハズク	

		アオバズク
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ヒメアマツバメ アマツバメ
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン ○ カワセミ
スズメ	ヤツガシラ	ヤツガシラ
	ヒバリ	ヒバリ
	ツバメ	ショウドウツバメ ○ ツバメ ○ リュウキュウツバメ コシアカツバメ ○ イワツバメ
	セキレイ	イワミセキレイ ツメナガセキレイ マミジロツメナガセキレイ ○ キセキレイ ハクセキレイ ホオジロハクセキレイ マミジロタヒバリ ピンズイ ムネアカタヒバリ
	サンショウクイ	サンショウクイ VU リュウキュウサンショウクイ
ヒヨドリ	○	ヒヨドリ ダイトウヒヨドリ
モズ	○	モズ アカモズ シマアカモズ
レンジャク		ヒレンジャク
ミソサザイ		ミソサザイ
ツグミ		ダイトウミソサザイ EX ノゴマ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ ○ イソヒヨドリ ○ トラツグミ クロツグミ アカハラ ○ シロハラ ツグミ
ウグイス		ヤブサメ ○ ウグイス ダイトウウグイス EX オオヨシキリ ムジセッカ キマユムシクイ メボソムシクイ キクイタダキ
ヒタキ		マミジロキビタキ キビタキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ
シジュウカラ		ヤマガラ
		ダイトウヤマガラ EX
メジロ	○	メジロ ダイトウメジロ
ホオジロ	○	カシラダカ ミヤマホオジロ ○ アオジ
アトリ		アトリ

カワラヒワ	
マヒワ	
○ イカル	
シメ	
ハタオリドリ	○ スズメ
ムクドリ	コムクドリ
	ホシムクドリ
	ムクドリ
カラス	ミヤマガラス
	ハシブトガラス

合計(種・亜種) 202

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
	オオコウモリ	○ ダイトウオオコウモリ	CR、国天、国内希少

合計(種) 1

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

- 印は2003年3月の鳥類調査で観察された鳥類。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

# 大東諸島鳥獸保護區位置圖

N ↘ ↑

1/1, 450, 000

鳥獸保護區



# 大東諸島鳥獣保護区区域図（北大東島）



## 大東諸島鳥獣保護区区域図(南大東島)

